

ざんぎょうてあて 残業手当

- ・使用者が残業代を払ってくれない。
- ・毎日深夜まで仕事をしているが時間外手当は支給されない。

1 まず請求を

残業手当が支払われない場合には、いろいろなケースが考えられますが、どのようなケースであれ請求することから第一歩が始まります。時間が経過してしまうと、事実関係があいまいになったり、証拠も散逸しがちになります。速やかに対応しましょう。

一度も請求や確認をしていない場合には、まず口頭で請求し、なぜ支払われないのか、支払うということなら、いつ支払われるのか、また、不払いの額も確認してください。この場合、払うという方向で話が進むようであれば、不払いの金額、支払期日を会社に文書にしてもらいましょう。

また、労働契約書、就業規則、賃金規定、タイムカードなど請求の根拠となる書類を入手しておきましょう。

2 不払いの理由を言われたら

労働時間とは、使用者の作業上の指揮監督下にある時間、または使用者の明示または黙示の指示によりその業務に従事する時間をいいます。

法律では、原則として、1週40時間、1日8時間と労働時間の上限が決まっています(休憩を除く)。これを超えて働いた時間については、残業手当を支払わなければなりません。

残業手当は、当該時間外・休日労働について就業規則、労働基準法により、通常の労働時間または労働日に賃金の2割5分以上、法定休日の労働には3割5分以上の割増率で計算しなければいけません。

大企業は月60時間を超える時間外労働について、5割以上の割増賃金を支払わなければなりません。(中小企業は2023年4月1日に適用)

また、深夜(原則午後10時から午前5時まで)に労働させた場合も2割5分以上の割増賃金を支払わなければなりません(残業が深夜に及ぶときは、あわせて5割増し以上となります)。

会社の一方的な説明だけでなく、客観的な情報を手に入れるように努め、疑問点があればしっかり確認することも大切です。

3 会社に請求したけど払ってくれない

疑問な点はそのまますず、神奈川県外国人労働相談窓口へ電話か来所してご相談ください。

窓口では、通訳者を介して対処方法の助言をしたり、場合によっては、会社に連絡して事実を確認するなど、当事者間の自主的な解決に向けたお手伝いもしています。

たし 確かめましょう

- 残業手当の計算方法はどのようになっていますか。
- 残業時間に争いはありますか。
- 不払いの額、理由をはっきりさせましょう。
- 給料明細や契約書、就業規則の写し、シフト表、タイムカードの写し、勤務日や労働時間数のメモなどがあれば役に立ちます。